議案第１７号

東広島市重要文化財の指定について

東広島市文化財保護条例（平成１９年東広島市条例第９号）第４条第１項第１号の規定により、東広島市重要文化財に指定することについて、次のとおり提案する。

令和５年７月２７日提出

東広島市教育委員会
教育長　　市　場　　一　也

１　提案理由

東広島市文化財保護審議会から、指定が妥当との答申を受けた物件について、東広島市重要文化財に指定するため、この議案を提出するものである。

２　指定する文化財

種　　類	東広島市重要文化財
名　　称	福成寺仁王門 附、上葺棟札１枚、紀年銘板１枚
員　　数	１棟　　棟札１枚　板１枚
所在の場所	東広島市西条町下三永字福成寺１０７１３番３
所有者等の住所	東広島市西条町下三永３６４１番地
所有者等	宗教法人福成寺

３　指定する期日

令和５年７月　日

４　根拠規定

東広島市文化財保護条例

第４条　教育委員会は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ要件を満たす文化財を東広島市文化財に指定（－略－）又は選定（－略－）（－略－）することができる。

(1) 東広島市重要文化財（以下「市重要文化財」という。）　市内に存する有形文化財（法第２７条第１項の規定により指定された重要文化財又は県条例第３条第１項の規定により指定された県重要文化財を除く。）のうち市にとって重要なもの

(2)～(6)　－略－

東広島市教育委員会教育長事務委任規則（平成２０年東広島市教育委員会規則第２号）

第１条　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（－略－）第２５条第１項の規定に基づき、東広島市教育委員会（－略－）の権限に属する事務のうち、法第２５条第２項各号に規定するもののほか、次の各号に掲げるものを除き、教育長に委任する。

(1)～(9)　－略－

(10)　文化財の指定又は選定及びその解除を行うこと。

(11)～(14)　－略－

東広島市指定調書

【名　　称】　福成寺仁王門　附上葺棟札一枚　紀年銘板一枚
【種　　別】　建造物
【員　　数】　福成寺仁王門　１棟
　　棟札１枚　板１枚
【所　在　地】　東広島市西条町下三永字福成寺 10713 番 3
【所　有　者】　宗教法人福成寺　（代表役員　大田修法）
【指定年月日】　令和５年７月　日
【内　　容】　八脚門、入母屋造、銅板葺
【年　　代】　１８世紀中期
【解　　説】

福成寺は西条町下三永にある山の上に位置する真言宗の寺院である。創建に関しては、山上にあった福納寺を寛仁年中に僧覚引が現在の地に移し、名称を福成寺に改めたと伝わる。その後、平氏討伐などで伽藍が幾度か焼失したものの、中世を通して寺勢を誇っていたと考えられる。現在、寺内には三重塔の塔石が残るほか、寛正 2 年（1461）の銘のある銅鐘などがある。また、福成寺本堂内にある厨子及び須弥壇（国指定重要文化財）は周防大内氏によって 15 世紀前期に作られたものである。16 世紀以降、瀬戸内地方に広く普及する妻入の厨子の嚆矢の作品として評価されている。

仁王門は、境内の南西に立つ八脚門である。桁行の中央間を通路とし、両脇間の後方の柱間に仁王像を安置する。両脇間の前方の柱間は正面と側面の三方を金剛柵で囲み、後方の柱間は正面を開放とし、側面と背面には板壁を入れる。両脇間は円柱を地貫、腰貫、木鼻付頭貫で固め、柱上に台輪を置く。桁行の中央間の正面と背面には虹梁形頭貫を架ける。内部では両脇間後方の柱間の床は板張りし、そのほかには床は張らない。天井は格天井である。

建設年代については、虹梁形頭貫の絵様の様式からみて、18 世紀中期と考えられる。

福成寺仁王門は平成３年の台風 19 号の後に屋根替えが行われた。その際、屋根裏から「竹原大工幸右衛門　宝暦二之天　正月吉日」の墨書のある板が見つかっている。様式からみた建設年代と一致しており、現在の仁王門の造営の際の記録（史料）の可能性がある。またほかにも寺では寛政 3 年の仁王門の屋根葺き替えの棟札がある。これは現在の仁王門の修理を示す史料と考えられる。

改造については、前述したような台風や大雨の被害をうけて屋根や細部に部材の取り替えが確認できる。また、構造的な補強材が入っているが、これも近年の後補である。

【所見】

福成寺は、下三永にある山の上に位置する寺院で、中世から大寺であったと考えられる。特に中世後期に寺勢を誇っていたことは、福成寺本堂内厨子及び須弥壇のありさまからもわかる。一方、近世の様相は詳しくは不明であるが、そのなかにおいて伽藍の入口に立つ仁王門は 18 世紀中期の同寺の様相を知ることができる遺構といえる。伽藍の歴史を知る上でも、また伽藍の景観構成要素としても重要である。

また、福成寺仁王門は東広島市内に残る門の中では年代が古い。加えて、虹梁形頭貫の絵様などは 18 世紀中期の特徴を有しており、彫刻（若葉や渦）などの意匠は流麗で優れている。さらに、東広島市内の江戸時代の仁王門の遺構のなかでも保存状況がよい点も特徴である。市内にある国分寺仁王門（西条町吉行、16 世紀中期、市指定文化財）や並瀧寺仁王門（志和町志和東、18 世紀後期、市指定文化財）は部材の取り替えが多い。一方で福成寺仁王門は軸部や組物などは建設当初の部材をよく残す。

以上から、福成寺仁王門は東広島市内にある寺院遺構のなかでも貴重な建築として評価できる。

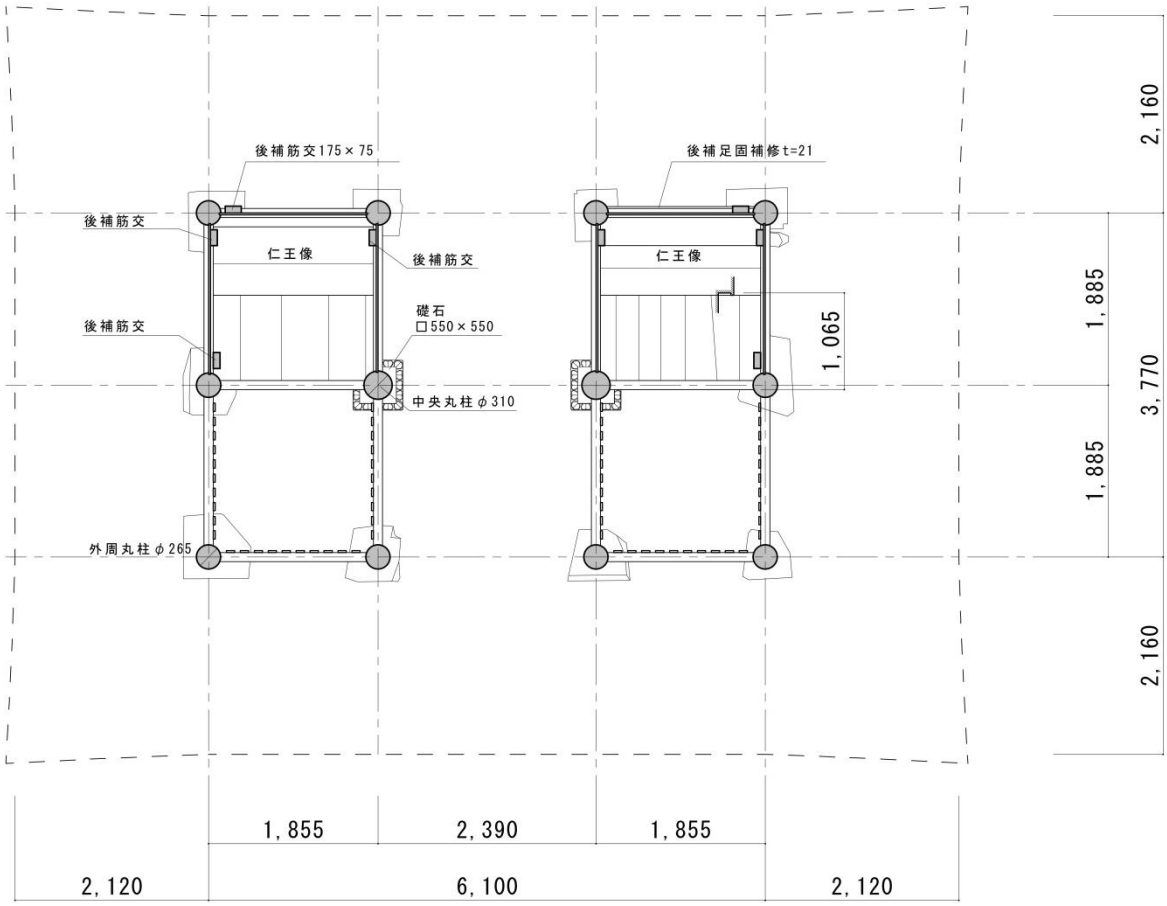

福成寺仁王門平面図（単位：m）

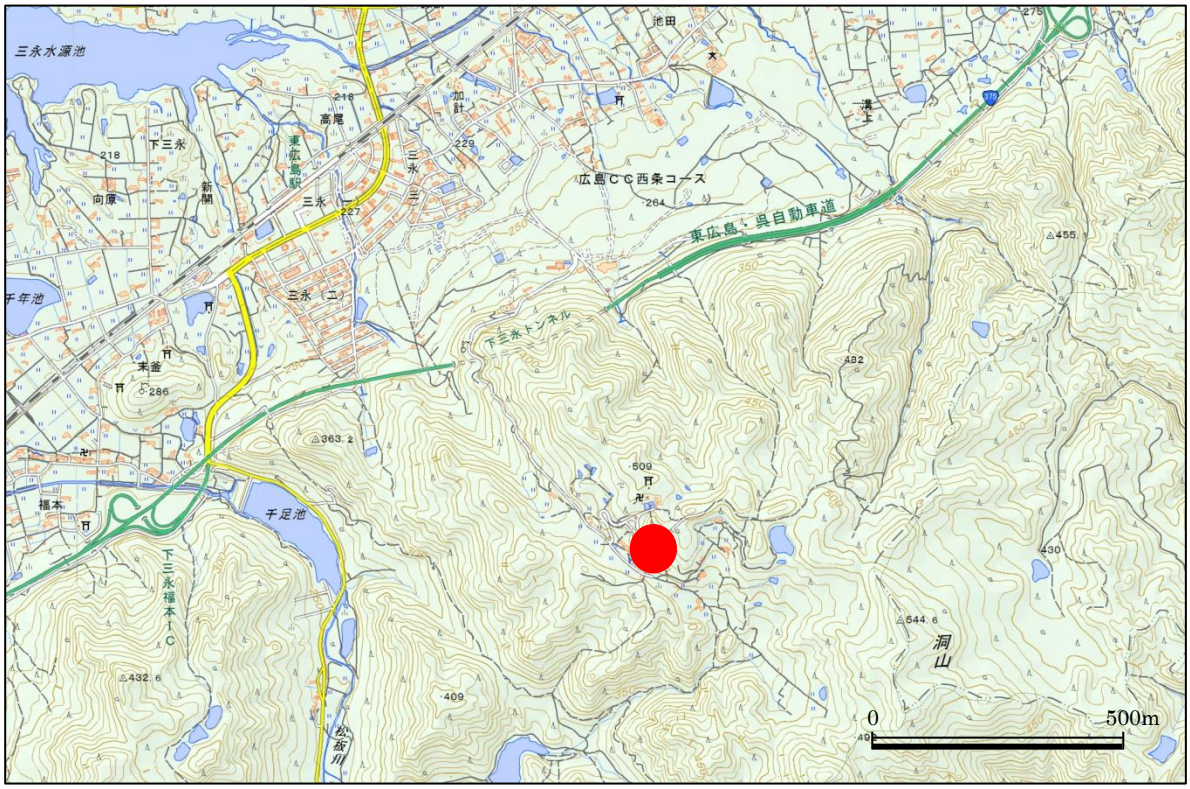

福成寺仁王門位置図①

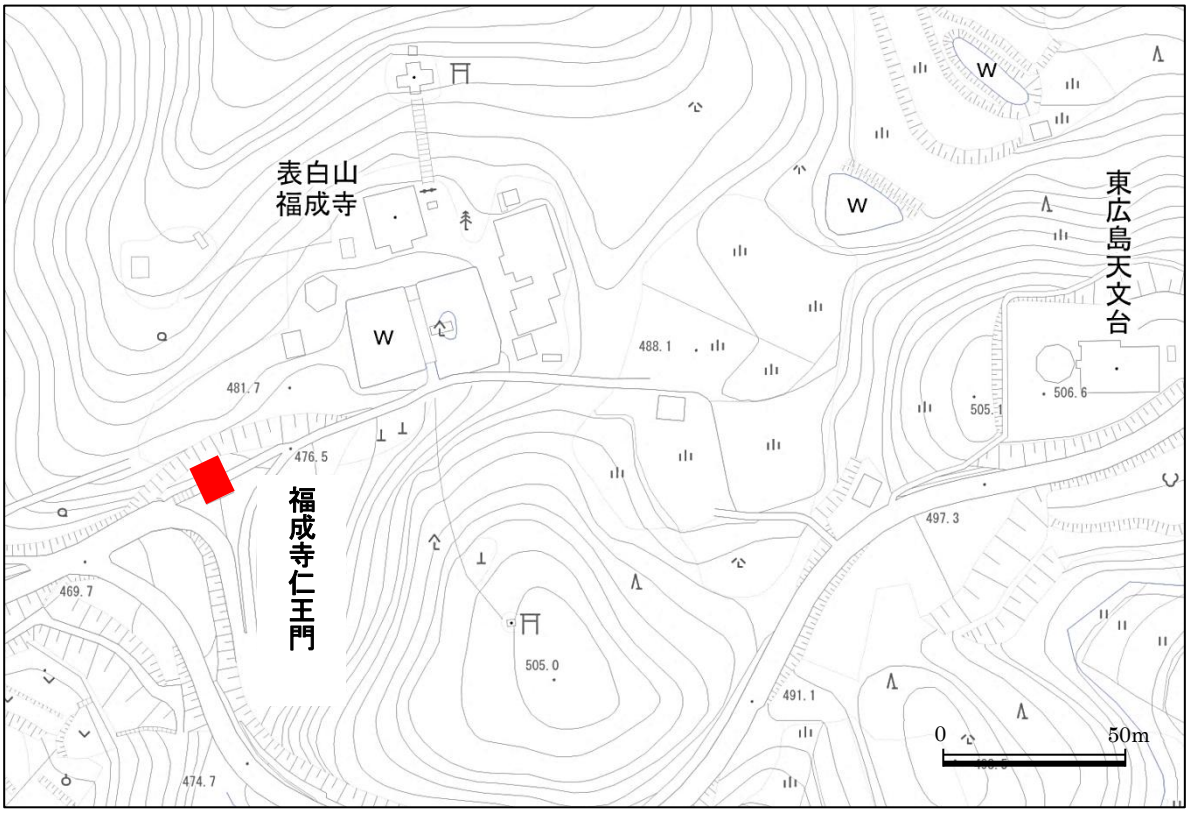

福成寺仁王門位置図②

仁王門全景（南から）

仁王門正面（西南から）

仁王門背面（東から）

仁王門正面近景（西南から）

仁王門背面（北東から）

仁王門前面虹梁と組物

仁王門背面虹梁と組物

金剛柵と通路（前面から）

吽形像（向かって左）

阿形像（向かって右）

礎石に使用された宝篋印塔基礎

附の棟札と板

木札（宝暦銘）

上葺棟札（寛政銘）表

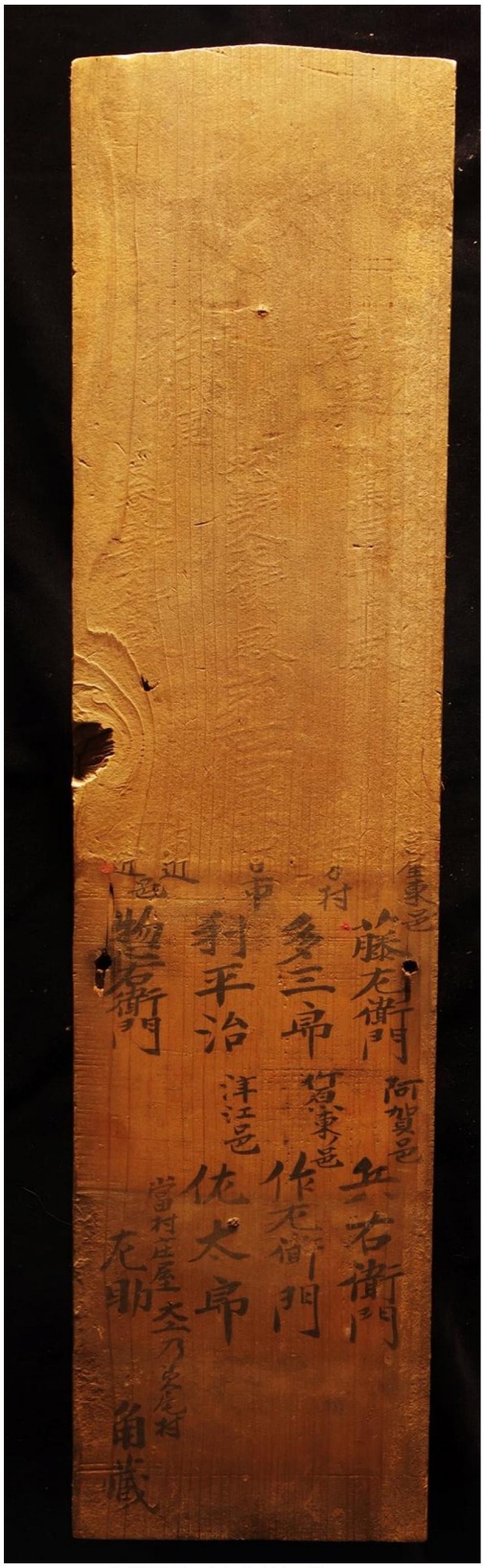

上葺棟札（寛政銘）裏

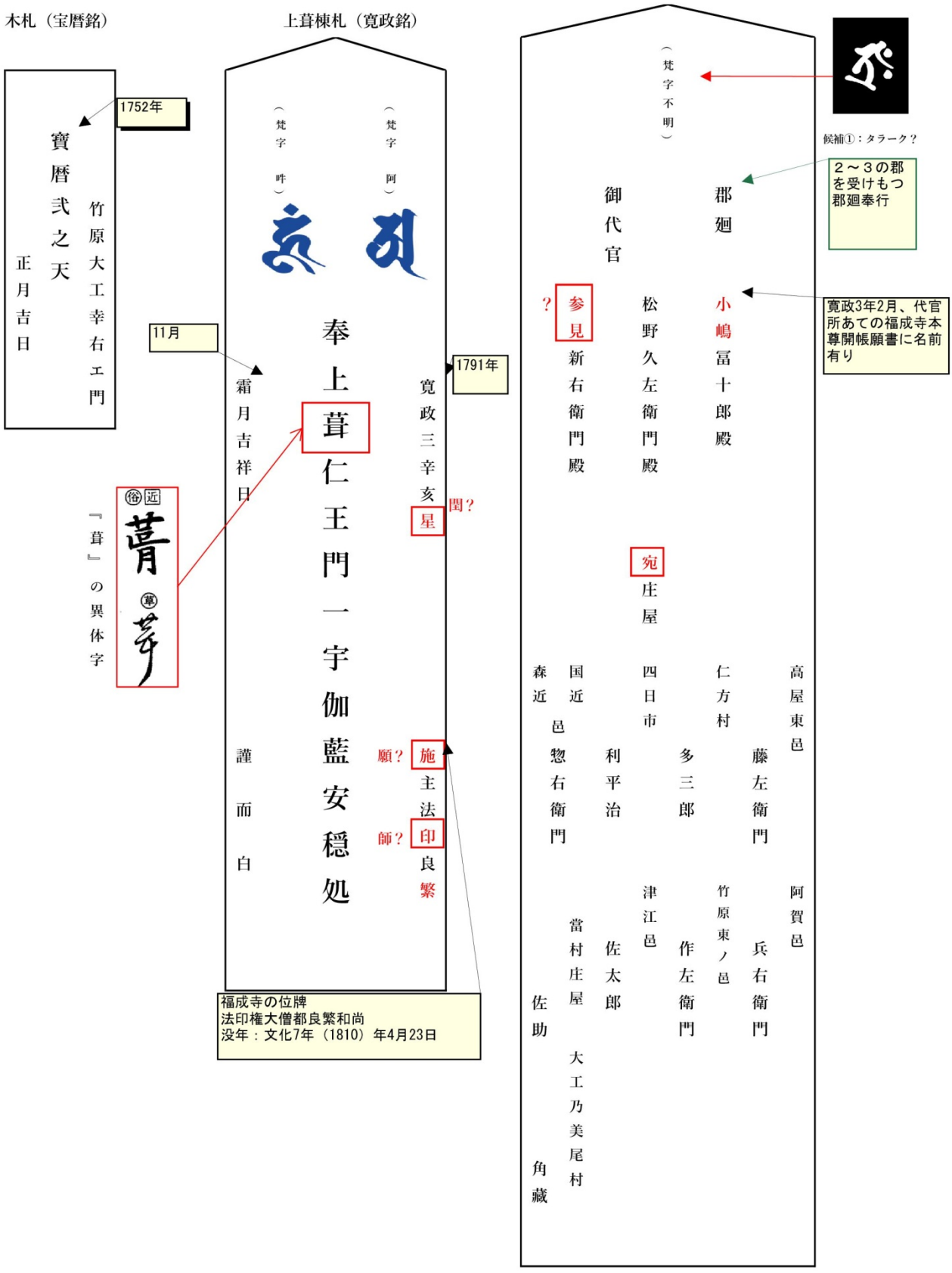
木札（宝暦銘）
寶暦弐之天
正月吉日
竹原大工幸右エ門
1752年
上葺棟札（寛政銘）
（梵字 吽）
（梵字 阿）
奉上葺仁王門一宇伽藍安穏処
寛政三辛亥
閏？
霜月吉祥日
11月
1791年
謹而白
施主
願？
法印
師？
良繁
福成寺の位牌
法印権大僧都良繁和尚
没年：文化7年（1810）年4月23日
『葺』の異体字
（梵字不明）
候補①：タラーク？
郡廻
2～3の郡を受けもつ郡廻奉行
小嶋冨十郎殿
寛政3年2月、代官所あての福成寺本尊開帳願書に名前有り
御代官
？
参見
新右衛門殿
松野久左衛門殿
宛
庄屋
高屋東邑
藤左衛門
仁方村
多三郎
四日市
利平治
国近邑惣右衛門
森近
阿賀邑
兵右衛門
竹原東ノ邑
作左衛門
津江邑
佐太郎
當村庄屋
大工乃美尾村
角藏
佐助

文化財保護審議会答申書

令和５年６月１２日

東広島市教育委員会　様

東広島市文化財保護審議会
会　長　　今　田　幸　博

東広島市文化財保護審議会会長之印

東広島市文化財の新指定について（答申）

令和５年６月１２日付け、東広教文第１００号で諮問のこのことについては、指定することが妥当と認めます。

◎諮問物件

令和５年度　東広島市文化財新指定諮問物件

種別	名　称	種類	員数	所在地等	所有者
市史跡	二馬手塩田跡　樋の輪	史跡	１基	東広島市安芸津町木谷字西二馬手5686番地先道路（上記のうち、指定面積は約120㎡）	東広島市
市重文	福成寺仁王門 附、上葺棟札１枚、紀年銘板１枚	建造物	１棟 棟札１枚 板１枚	東広島市西条町下三永字福成寺10713番３	宗教法人福成寺